**介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定有効期間の短縮について**

事業を継続するためには、６年ごとに指定の更新が必要ですが、本市では、介護予防訪問介護相当サービス※１及び介護予防通所介護相当サービス※２については、すでに指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、指定有効期間を短縮し、指定済みの同種のサービス（訪問介護と介護予防訪問介護相当サービス、通所介護又は地域密着型通所介護と介護予防通所介護相当サービス）と有効期間の満了日を合わせることができます。これにより、同種のサービスと同時に指定更新手続きを行うことが可能となります。

　※１滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則における旧基準訪問サービスのことをいう。

　※２滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則における旧基準通所サービスのことをいう。

１　手続き方法

　　指定有効期間の短縮を希望する場合は、別添「指定有効期間の短縮申出書」を作成し、指定申請（更新）書類と併せて提出してください。

２　指定更新有効期限を合わせるメリット及びデメリット

　【メリット】

・介護サービスと相当サービスの必要書類を一体的に作成することによる事務の簡素化。

　　・指定更新時の把握が容易になる。

　【デメリット】

　　・初回に限り、相当サービスの指定有効期間が短くなる。

３　指定更新有効期限を合わせる場合の例

　　別添イメージ図のとおり